

さくらワークス（指定就労継続支援B型）

重要事項説明書

あなたに対する就労継続支援（B型）サービス提供開始にあたり、

厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 恵泉会
所在地	宮城県登米市迫町佐沼字江合3丁目16-2
でんわばんごう 電話番号	0220-22-1160
だいひょうしゃ 代表者	りじちよう まつざか かつし 理事長 松坂 勝司
しめい 氏名	
せつりつねんがっぴ 設立年月日	しょうわ 昭和48年 5月21日

2. 利用施設

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していしゅうろうけいぞくしえん Bがた じぎょうしょ 指定就労継続支援（B型）事業所 へいせい19ねん 1がつ 1にちしてい 平成19年 1月 1日指定
じぎょうしょ 事業所の めいしょう 名称 (事業所番号)	さくらワークス じぎょうしょばんごう 事業所番号 0411200249
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	みやぎけん とめ しとうわちようよねかわあざにしつなぼく 宮城県登米市東和町米川字西綱木6-1

れん らく さき 連 絡 先	電話番号 0 2 2 0 - 4 5 - 2 2 8 0 ファックス 0 2 2 0 - 4 5 - 2 5 3 0
かん り しゃ 管 理 者	さくらワークス かんりしゃ 管理者
さーびすじっしちいき サービス実施地域	とめし 登米市
しゅ 主たる たいしょうしゃ 対象者	ちてきしょうがいしゃ 知的障害者
さだむ 定 いん 員	3 0 名
かいせつねんがっぴ 開設年月日	平成19年 1月 1日

3. サービスの目的・運営方針

もく てき 目 的	つうしょ じゅうろう せいさんかつどう きかい ていきょう いっぱんじゅうろう 通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労 ひつよう ちしき のうりよく たかまったもの いっぱんじゅうろうとう いこう に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に む け て し え ん 向けて支援します。
うんえい 運営 ほうしん 方針	かんけいほうれい じゅんしゅ た しゃかいしげん れんけい はかったてきせい か つ 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの こまか しゅうろうけいぞくしえん Bがた さーびす ていきょう 細かな就労継続支援（B型）のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たて もの 建 物	こう ぞう 構 造	てつきんいちぶもるたるづくり 2かいだて 鉄筋一部モルタル造 2階建
--------------	--------------	---------------------------------------

	しきちめんせき 敷地面積	4 8 5 . 5 0 m ²
	のべゆかめんせき 延べ床面積	4 8 5 . 5 0 m ²

(2) おも せつび 主な設備

	へやかず 部屋数	び こう 備 考
くんれん さぎょうしつ 訓練・作業室	2 しつ 2 室	1 かい 1 しつ 2 かい 1 しつ 1 階 1 室 2 階 1 室
そうだんしつ 相談室	1 しつ 1 室	
せんめんせつび 洗面設備	あ り 有り	1 . 6 へいほうめーとる 1 . 6 m ²
べん じょ 便 所	あ り 有り	だんせいよう じょせいよう 男性用、女性用

とうじぎょうしょ こうせいろどうしょう さだめる していきじゅん じゅんしゅ いじょう しせつ せつび せつち
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置
しています。

5. さーび すていきょうしょくいん せつちじょうきょう サービス提供職員の設置状況

しよく しゅ 職 種	しよくいんすう 職員数	していきじゅん 指定基準
かんりしや 管理者	1人	1人
サービス管理責任者 かんりせきにんしや	1人	1人
もくひょうこうちんたっせいしどういん 目標賃達成指導員	ひつようすう 必要数	ひつようすう 必要数
しよくぎょうしどういん 職業指導員	3にんいじょう 3人以上	3にんいじょう 3人以上
せいかつしえんいん 生活支援員		

とうぎょうしよ こうせいろうどうしよう さだめる していきじゅん じゅんしゅ していしやうがいふくし
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービス

ていきやう しよくいん じょうき しよくしゅ しよくいん はいち
を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

じょうきんかんさん
※ 常勤換算とは・・・

しよくいん しゅう きんむ の べ じかんすう そうすう とうぎょうしよ
職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における

じょうきんしよく しよていきんむじかんすう しゅう40じかん じょしたかず
常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

(1) かくしよくしゅ きんむたいけい 各職種の勤務体系

しよく しゅ 職 種	きんむたいけい 勤務体系
かんりしや 管理者	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
サービス管理責任者 かんりせきにんしや	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
しよくぎやうしどういん 職業指導員	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
せいかつしえんいん 生活支援員	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

(2) えいぎやう び えいぎやうじかん 営業日と営業時間

えいぎやう び げつやうび きんやうび こくみん しゅくじつおよび
営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日及び

とうききゅうか12がつ29にち 1がつ3にち あいだ きゅうぎやう
冬季休暇12月29日～1月3日の間は休業）

か ききゅうか とうききゅうか しゅくじつ ばあい かいしょ
※夏期休暇、冬期休暇、祝日も場合により開所いたします。

えいぎやうじかん
営業時間：8：30～17：15まで

6. サービス提供の内容 ていきやう ないやう

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談および援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ① 受託加工（グッズ製作、梱包・検品作業など） ② 受託作業（施設環境整備、コンテナ洗浄など） ③ 外部一般作業（施設外就労、草刈作業など） ＜工賃の支払＞ 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び 求職活動等 の支援	公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施職場定着の為に支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化に

	より、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して 利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を おこないます。
けんこうかんり 健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理 、記録を行います。また医療機関との 連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な 支援を行います。
そうげい 送迎サービス	自力での通所が難しい場合また、支援の必要に応じて送迎を おこなって行っています。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
せいさんかつどうとう 生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して 頂くことが適当であるものに係る費用を いただきます。	じっぴ 実費
しゅうろう 就労に	就労や実習に向けての支援のうち負担して 頂くことが適当であるものに係る費用を	じっぴ 実費

ひつよう に必要な しょけいひ 諸経費	いただきます。 頂きます。	
しゃかいせいかつじょう 社会生活上 べんぎ の便宜の きょうよう 供与等	にちじょうせいかつ ひつよう ぎょうせいき かんとう てつづき など 日常生活に必要な行政機関等への手続き等に りようしゃ かぞく おこなう こんなん ついて、利用者または家族が行うことが困難な ばあい りようしゃ どうい 場合、利用者の同意をえて代行します。	じつぴ 実費
そのた その他	さーびす ていきょうきろくとう ふくしやだい ・サービス提供記録等の複写代	1枚 10円

さーびす がいよう 〈サービスの概要〉

すべて さーびす は、こべつしえんけいかく もとづいておこなわれます。ほんじぎょうしょ
全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所の

さーびす かんりせきにんしゃ さくせい りようしゃ どうい なお こべつしえんけいかく
サービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」

うつし りようしゃ こうふ
の写しは利用者に交付いたします。

7. りようりょうきん 利用料金

(1) くんれんなどきゅうふひたいしょうがい さーびす ないよう りょうきん 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

くんれんなどきゅうふひ さーびす ていきょう さい さーびす りようりょうきん
訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金

こうせいろうどうだいじん さだめるがく しょとくくぶん おうじたしちょうそん しきゅうけつてい
(厚生労働大臣の定める額)のうち、所得区分に応じた市町村からの支給決定に

もとづいたきんがく せいきゅう おしはらい
基づいた金額を請求し、お支払いいただきます。

(2) くんれんなどきゅうふひたいしょうがい さーびす ないよう りょうきん 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

じょうき さーびす ていきょう ないよう くんれんなどきゅうふひたいしょうがい さーびす ないよう
上記「6. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」

この項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。

① 事業所窓口での現金支払い

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者

の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については

契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9：15～午後16：15です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整

や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意

(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応・協力医療機関

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

医療機関の名称	米川診療所
---------	-------

い いんちようめい 医 院 長 名	き む ら こういち 木 村 康 一		
しょざいち 所 在 地	と め し とうわちようよねかわ じ ちょうしも 登 米 市 東 和 町 米 川 字 町 下 5 9 - 1		
でんわばんごう 電 話 番 号	0 2 2 0 - 4 5 - 2 3 0 1		
しんりょうか 診 療 科	ない か 内 科	にゅういんせつび 入 院 設 備	なし 無

10. ようぼう くじょうなどもうしたてさきおよびぎゃくたいぼうし かんするそうだんまどぐち 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) ようぼう くじょうなどもうしたてさき 要望・苦情等申立先

とうじぎょうしょ 当 事 業 所	くじょううけつけたんとうしゃ かんりしゃ ・ 苦情受付担当者 管理者
ごりようそうだんまどぐち ご 利 用 相 談 窓 口	くじょうかいけつせきにんしゃ しせつちょう ・ 苦情解決責任者 施設 長
	ごりようじかん 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 ・ ご利用時間
	でんわばんごう 0 2 2 0 - 4 5 - 2 2 8 0 ・ 電話番号
	F A X 0 2 2 0 - 4 5 - 2 5 3 0
	たんとうしゃ ふざい ばあい じぎょうしょじむしょ おもうしで ・ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出く ださい。
うんえいてきせいはいんかい 運 営 適 正 化 委 員 会	みやぎけんせんたいしあおぼくほんまちさんちようめ ・ 所 在 地 : 宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区 本 町 三 丁 目 7 - 4
	でんわばんごう ・ 電話番号 : 0 2 2 - 7 1 6 - 9 6 7 4
	・ F A X : 0 2 2 - 7 1 6 - 9 2 9 8

(2) だいさんしゃいいん せつち 第三者委員の設置について

ほんじぎょうしょ ちいき お す ま い ほう だいさんしゃいいん せんにな ちいきじゅうみん
本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の

たちば ほんじぎょうしょ たいする ごいけん ひょうか
立場から本事業所に対するご意見・評価などもいただいております。

ほんじぎょうしょ くじょう ごいけん だいさんしゃいいん そうだん
 本事業所への苦情やご意見は第三者委員に相談することもできます。

だいさんしゃいいん 第三者委員	まつ むら ただし 松 村 正	*****-**-*****
	ち ば ますみ 千葉 ますみ	*****-**-*****
	いとう ひろし 伊藤 浩	*****-**-*****

11. ひじょうさいがい じ たいさく 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだめる しょうぼうけいかくしょ たいおう 別途に定める、消防計画書により対応いたします。
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだめる しょうぼうけいかくしょ のつとり ねん 2 かい ひなん ぼうさい ・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災 訓練を、利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	しょうかき あり ・消火器 有 しゅどうベル あり ・手動ベル 有

12. どうじぎょうしょごりよう さい りゆうい じこう 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

せつび きぐ りよう 設備・器具の利用	じぎょうしょない せつび きぐ ほんらい ようほう ごりよう 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用く ださい。これにはんしたごりよう はんそん しょうじたばあい 賠償していただくことがあります。
きつ えん 喫 煙	しよてい ばしょ きつえん 所定の場所で喫煙してください。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん りようしゃ せきにん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 じ こ かんり りようしゃ 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に

	もちこまないようおねがい 持ち込まないようお願いします。
けいやくしゃ か 契約者またはその家	い か こうい おこなわない 以下の行為は行わないようにしましょう。
ぞく いちじるしいめい 族による著しい迷	しんたいてき こうげき なぐる ける もの なげつける など ①身体的な攻撃（殴る、蹴る、物を投げつけるなど）
まどこうい 惑行為（カスタマーハ	せいしんてき こうげき ぼうげん きょうはく おおごえ ど なる ②精神的な攻撃（暴言・脅迫、大声で怒鳴るなど）
ラスメント）	③セクシャルハラスメント しんたいてきせつしよく こういてき たいど ようきゅう （身体的接触、好意的な態度の要求など）
	ふとう ようきゅう どげざ しいる かじょう さーびす せいきゅう ④不当な要求（土下座を強いる過剰なサービスの請求）
	けいぞくてき しつよう げんどう なんと おなじようきゅう くりかえす しつ ⑤継続的・執拗な言動（何度も同じ要求を繰り返す、執拗 な苦情） くじょう
	こうそくてき こうどう ちょうじかんでんわ こうそく ⑥拘束的な行動（長時間電話で拘束するなど）
しゅうきょうかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動	りようしゃ しそう しんこう じゅう た りようしゃ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に
えいりかつどう 、営利活動	たいする しゅうきょうかつどう せいじかつどう および えいりかつどう ごえんりよ 対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮くださ い。

13. みやぎけんふくしきサービスによるだいさんしゃひょうか じっしじょうきょう じっし
宮城県福祉サービスによる第三者評価の実施状況 実施なし

※ ただし、ほうじんないだいさんしゃいいん サービスひょうか まいとじっし
但し、法人内第三者委員によるサービス評価は毎年実施しております。

令和 年 月 日

していしょうがいしゃふくし さーび すしゅうろうけいぞくしえん Bがた
指定障害者福祉サービス就労継続支援(B型) さくらワークスの提供及び利用

かいし さいし ほんしよめん もとづきじゅうようじこう せつめい おこないました
の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしょめい
事業所名：さくらワークス

せつめいしゃしよくめい しめい
説明者職名： 氏名

じぎょうしゃ しょうち みやぎけん とめ しはさまちょうさぬまあざえあい
事業者 所在地 宮城県登米市迫町佐沼字江合 3-16-2

な しょう しゃかいふくしほうじん けいせんかい
名称 社会福祉法人 恵泉会

だいひょうしゃ りじちよう まつざか かつし
代表者 理事長 松坂 勝司 印

わたし ほんしよめん もとづいて じぎょうしゃ していしょうがいふくし さーび すしゅうろうけいぞくしえん
私は、本書面に基ついて事業者から指定障害福祉サービス就労継続支援

Bがた わーくす ていきょうおよびりよう じゅうようじこう
(B型) さくらワークスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意
しました。

りようしゃじゅうしょ
利用者住所：

し めい
氏 名： 印

みもとほしょうにんじゅうしょ
身元保証人住所：

し めい
氏 名： 印

ぞく がら
続 柄：